

感染対策指針

ふれあい薬局は、利用者の健康と安全を守るための支援が求められるサービス事業者として、感染を未然に防止し、発生した場合は感染症が拡大しないよう、速やかに対応する体制を構築するとともに、利用者の健康と安全を継続的に守るため、本指針を定める。

1. 基本的な考え方（目的）

感染予防・再発防止対策および集団感染事例発生時の適切な対応等を施設・事業所等における感染予防対策体制を確立し、適切かつ安全で、質の高いサービス支援の提供を図ることができるよう、業務指針・感染症発生時業務継続計画（BCP）などの指針・社内規程および社会的規範を遵守するとともに、当社における適正な感染対策の取組みを行う。

2. 感染予防・再発防止対策および集団感染事例発生時の適切な対応等の整備

（1）平常時の対策

①「感染対策委員会」を薬局長会議に設置・運営し、適正な感染予防・再発防止策等を整備する態勢の構築に取り組む。

②職員の清潔の保持及び健康状態の管理に努め、特に、従事者が感染源となることを予防し、利用者および従事者を感染の危険から守ることを目的とした「感染対策指針」を整備する。

また、「日常支援にかかる感染管理」として、以下の項目を定める。

イ）利用者の健康管理

ロ）職員の健康管理

ハ）標準的な感染予防策

ニ）衛生管理

③職員教育を組織的に浸透させていくため、全職員を対象に「研修」（含む入職時）を定期的に実施する。

④平時から実際に感染症が発生した場合を想定し、感染症発生時において、迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針に基づき、全役職員を対象に「訓練」を定期的の実施する。

⑤感染対策委員会を中心に感染に関する最新の情報を把握し、研修や訓練を通じて課題を見つけ出し、定期的に指針を見直し「指針の更新」を行なう。

（2）発生時の対応

①日常の業務に関して感染事例または感染おそれのある事例（以下「感染事例等」という。）が発生した場合には、感染対策マニュアルや業務継続計画（BCP）に従い、直ちに「発生状況の把握」に努める。

②感染事例等が発生後は、「感染拡大の防止」として、以下の防止策を実施する。

イ）動線の区分け（ゾーニング・コホーティング）

ロ）消毒

ハ）ケアの実施内容・実施方法の確認

ニ) 濃厚接触者への対応 など

③感染事例等が発生後は、必要に応じて施設長など管理者と協議の上、感染対策業務継続（BCP）等に則り、以下の「医療機関や保健所、行政関係機関との連携」のためにすみやかに報告を行う。

イ) 医療機関： 富山協立病院 076 - 433-1077

ロ) 保健所： 富山市保健所 076 - 428-1155

射水市保健センター 0766-52-7070

ハ) 指定権者： 富山市保健所 076 - 428-1155

高岡市厚生センター射水支所 0766-56-2666

④感染事例等の発生後は、必要に応じて施設長など管理者と協議の上、感染発生時業務継続計画（BCP）等に則り、以下の「関係者への連絡」をすみやかに行う。

イ) 社内： 本社 076-443-9011

ロ) 利用者家族： カルテ参照

<変更・廃止手続>

本方針の変更および廃止は、理事会の決議により行う。

<附則>

本方針は、2026年4月1日から適用する。